週刊新社会(改題)第 1184 号号外(1988 年 1 月 18 日第三種郵便物許可)　地域特集(安城市政版)

週刊新社会
2020 年 11 月 3 日号外
発行所：新社会党　発行者：岡崎ひろみ
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-10 三良工業ビル3階
TEL 03-6380-9960　FAX 03-6380-9963
振替 00140-0-149727　1冊600円〒164円(第150円〒41円)
http://www.sinsyakai.or.jp E-mail:honbu@sinsyakai.or.jp

安城市議会議員　石川つばさ通信　号外

市政レポート

議会運営委員会
視察報告

※この文書は、行政調査を行った後に、議会事務局に提出する報告書をそのまま転記したものです。やや分かりづらい点もあるかと思います、ご容赦ください。

2020 年 10 月 29 日、山形県山形市を訪れ、「花笠議会の取り組みについて」「議会基本条例検証の取り組みについて」「議会基本条例（反問権）の取り組みについて」「議会開催中の保育室の取り組みについて」、以上 4 項目について説明を受けましたので報告します。

まず、花笠議会についてですが、同市で行われる花笠まつりを議会としても盛り上げるため、7 月臨時会の本会議に先立ち、まつりの PR に資するセレモニーを開催されています。議員、執行部はそれぞれまつりの法被を着用し、議場内もまつりのポスターやミニ花笠などが施されます。2012 年度に花笠まつり 50 年の周年事業として行われ、その後 2018 年度からは定例開催されています。ただ、本年度は新型コロナでまつりそのものが中止されたため、花笠議会も併せて中止されたとのことです。当日拝見した映像には、市議会をあげてまつりに踊り手として参加している様子が収められており、議場内だけでの取り組みでなく、実際に現場に出向いてまつりを盛り上げる取り組みがなされていました。安城において七夕議会を実施するのであれば、やはり議場内での PR に留まらず議会として（議員個々や希望者ではなく市議会として）まつりに参画することもあって良いのではと感じました。これは参考になった点です。他方、そのまま真似するわけにはいかない点として、そもそも山形市議会さんの場合は花笠議会を議会改革の一環とは位置付けていない点があげられます。安城市議会は七夕議会を本年度の議会改革における諮問事項として検討している経過があり、それに資するものでなければなりません。視察当日の質疑によれば、まつりの PR としての効果は認められるものの、議会改革という面では大きな影響は見られないとのことでした。したがって、まつりの PR に成功されている山形市議会さんの例をそのまま安城に持ち込むだけでなく、＋αが必要であるように感じられました。

次に、議会基本条例検証の取り組みについてです。条例可決から 5 年を迎えた 2017 年に議長より同条例の検証が提起され、約 1 年かけて検証が行われたとのことでした。検証に

あたっては、専用に設けられた検証シートにより、会派ごとに「実績評価」「今後の対応」をそれぞれ四択で評価を行うというものでした。正副議長を除く無会派議員からのシート提出も受けたとのことです。一つの節目である5年という時期に検証をされたこと、議長の提起から1年後の検証結果報告までに10回以上の協議を経て最終的な報告書が纏められた点などからは山形市議会さんの弛まぬ姿勢が感じられました。こうした姿勢については大いに学ぶべき点であるともいます。検証結果の詳細は割愛しますが、概ねどの項目に関しても激しく見解が割れる事はなく、また、条例の改正が必要になるような状況にもならなかったようです。仮に安城市議会で同様の検証を行なった場合、実績評価や今後の対応で相当程度見解が割れる可能性も多分にあります。そうした場合の対応を、どの様に落ち着けるのかが課題であるように思います。真逆の要請にはなりますが、「落ち着ける」ことばかりに力点が置かれると、今度は検証が形骸化して結論ありきに陥る可能性もあります。その意味で、山形市議会さんがとられた「意見集約はせず、各会派の意見を記載」という方法が現実的かなと思います。

3点目に、議会基本条例（反問権）についてです。山形市の議会基本条例には反問権に関する記述があり、一定程度の反問を認めています。とはいえ、実際に行使された実績は無いとのことです。原則として質問の趣旨確認程度とされているものの、議員提出議案ではその枠を超えて反対意見を述べることも可能とのことです。ただ、これに関してはやや疑問も感じました。提出が市長であれ議員であれ、議案として上程された以上は審議するのは議員・議会であって、市長をはじめとした執行部ではありません。よって、仮に反問権が与えられたとしても議員提出議案に対し市長が苦言を呈するシーンというのは想像がつきません。尋ねたところ、「議員提出議案に対し反問権を行使するなら、提案理由が述べられた直後などでは無いか」とのことでした。この点は、私自身の勉強不足もありそうですので、議員提出議案に対する執行部側からの追及がどの様な場合には起こりうるのかもう少し調べたいと思います。

最後に、議会開催中の保育室の取り組みについてです。これは、議員や傍聴者から申し出があった場合、和室を保育室として開放するというものです。あくまで場所の提供であって、備品や人員の配置は行わないということです。これまで一定の利用実績はある様ですが、複数の人が同時に利用するシーンはまだ無い様です。実際のところ、議員が子どもを連れてきて、配偶者が同和室で子どもを見るケースが多い様です。課題は、和室が保育室と授乳室を兼ねている点で、複数の利用が重なった場合などは男性が子供を見る事はできないという点です。先述の通り重なった実績は無い様ですが、安城市で今後同様の取り組みをする際には授乳室を別室に設けるなどの工夫が必要である様に感じました。

石川翼事務所　446－0072 安城市住吉町荒曽根 1-245 アワーズビル 2F 南
電話　0566－98－6932　　メール　ishikawa2011@aria.ocn.ne.jp
編集：石川つばさを支援する会